

とりっこ広場運営要領

(目的)

この要領は、食のみやこ鳥取県販売拠点施設のイベント施設（以下「とりっこ広場」という）の効率的な運営を図り、多様な食育体験を推進し、鳥取県の農畜産物等の理解を深めるため、その運営に関する事項を定める。

(管理運営の方針)

第1条 鳥取県の食と農の情報発信とその理解を深めるための取り組みを実施し、消費者、農家、地域住民が集う施設運営を行う。また、地域活性化の一助となる取り組みを支援する。

(利用時間、利用料金)

第3条 利用時間、利用料金については、以下のとおり設定する。

(1) 利用時間

① 原則として、9時から17時までとする。

(2) 利用料金

① 利用料金は別に定める。

② 利用料減免等については、取締役専務が決定する。

(利用料金の支払い方法とその手続方法)

第4条 前条の利用料は原則として当日使用後に徴収するものとし、後納も可能とする。

(利用の申込方法とその手続方法)

第5条 「とりっこ広場」を利用しようとする者は、所定の申込書により利用日の7日前までに申し込みをし、利用の許可を受けるものとする。

(建物、機器等の破損)

第6条 「とりっこ広場」の使用完了後は、必ず株式会社食のみやこ鳥取の担当職員の確認を得ることとする。また、利用に際して毀損・破損等があった場合、その理由のいかんを問わず復旧に要した経費を請求することができる。

(施設利用者の責務)

第7条 「とりっこ広場」での利用により生じた事故・トラブル等について、利用者は責任を持って対応しなければならない。

(利用者の守るべき規律)

第8条 「とりっこ広場」においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 「とりっこ広場」において喫煙・飲酒をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 必要な行政手続を取らないで利用申込み並びに施設利用すること

(5) 来場者等への安全が十分に確保されていない

(6) 前5号に掲げるもののほか、会社が定める行為

2 前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、「とりっこ広場」の使用を拒み、又は退去を命ずることができる。

付 則

(制定・改廃)

1. この要領の制定・改廃は、取締役社長が決定する。

(疑義解明)

2. この要領の解釈、その他疑義は企画管理課長が決定する。

(施行期日)

3. この要領は、平成23年6月13日から施行する。

平成24年3月20日改定

平成28年8月1日改定

令和元年10月1日改定

令和4年7月31日改定

とりっこ広場利用料金表（消費税別）

利用区分	全 面	半面以下	備 考
午前中または午後	16,500円	8,250円	
一 日	33,000円	16,500円	9-17時 ※搬入・片付け含む

- ①一般利用で、物販の伴う場合は、利用料金に加えて規定の手数料を徴収する。
- ②水道、電気等の消費量の多い特別設備を使用した場合、使用料は別途協議する。
- ③その他、経費が発生した場合は請求することがある。
- ④会場の準備・片付けは使用者が行い、使用後は清掃を済ませ、必ず担当者の確認を受けるものとする。
- ⑤前日準備の場合には通常料金の半額請求と致します。

とりっこ広場設備・器具設備一覧

区分	規格	最大数量	一日当たりの利用料金(税別)	備考
冷暖房設備		一式	5,500円/日	半面以下の場合は半額
音響設備		一式	3,300円/式	マイク4本まで使用可 (ワイヤレス2、有線2)
移動式調理実習台	220×90×85	4	5,500円/台	I Hコンロ2口、混合水栓
長机	180×45×70	30	550円/台	
会議用イス		120	150円/台	
ポータブルステージ	240×120×20/40	9	3,300円/台	ステップ(ステージ用)2台有
パーティション	120×180	5	2,200円/台	
とりっこ広場屋外			1,000円/日	

※常設器具以外に、レンタルが必要な場合は使用者で手配してください。